

ID: 256

担当部署: 選挙管理委員会事務局

処分の概要	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【基準】 準用する政令第91条第2項の規定による。 第91条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日